

議員提出議案第二号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書

本案を次のとおり提出する。

令和二年三月十九日提出

箕面市議会議員 神田 隆 生

同 川 上 加 津 子

同 神 代 繁 近

議員提出議案第二号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦である。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあつてはならないと、誰しもが認めることでありながら後をたたない。

二〇一〇年、足利事件に始まり、布川事件、東電OJ事件から、二〇一六年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また二〇一四年には、袴田巖さんが四十七年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があつた。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていた。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであつた事実には、心が凍る恐怖を覚える。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからである。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分なながらも一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし再審における証拠開示には、何一つルー

ルがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられる。

このように、再審における証拠開示制度の確立は、無辜の救済のための焦眉の課題である。

証拠開示については、二〇一六年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえて、証拠開示の制度化をおこなうことが求められている。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを要請する。

一 再審における検察手持ち証拠の全面開示

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年三月二十六日

箕面市議会